

# 令和4年度第2回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日時：令和4年11月28日（月）

午前9時30分から

場所：特別会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置の完了と今後の対応について

### 3 閉会

令和4年度第2回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議  
出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	遠藤 信哉	
副本部長	副知事	池田 敬之	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	佐藤 達也	
〃	総務部長	志賀 真幸	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	千葉 章	
〃	環境生活部長	佐藤 靖彦	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	吉田 信幸	
〃	土木部長	千葉 衛	
〃	会計管理者兼出納局長	富田 政則	
〃	警察本部長	原 幸太郎	
〃	危機管理監	千葉 伸	

<事務局>

所属	職	氏名	備考
復興・危機管理部 復興・危機管理総務課	参事兼課長	佐藤 芳明	
農政部 農業政策室	室長	常陸 孝一	
農政部 家畜防疫対策室長	技術参事兼室長	齋藤 裕	

(敬称略)

## 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置の完了と今後の対応について

### 1 防疫措置の内容と経過

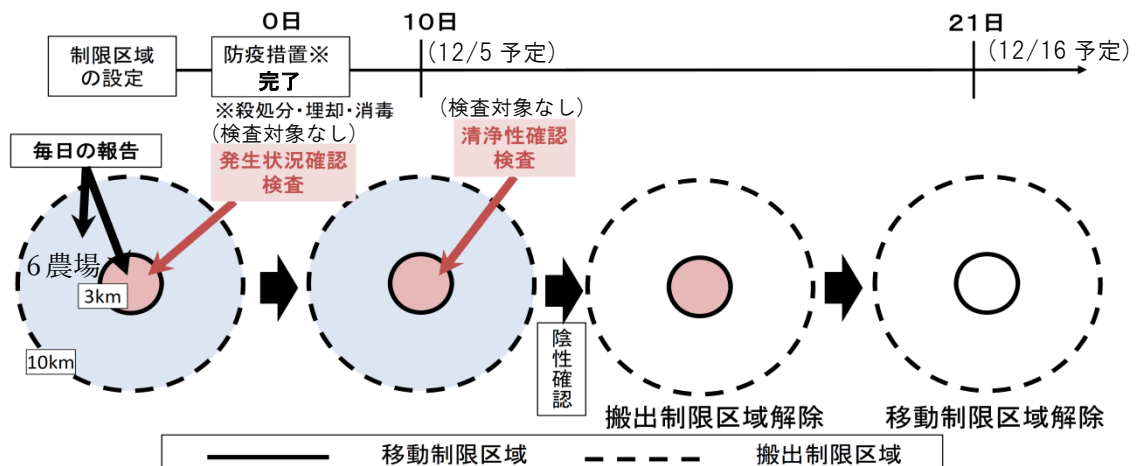
- 11月23日(水)に、気仙沼市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されて以降、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、以下の防疫措置を行ってきた。

防疫措置項目	防疫措置の内容
	A農場(気仙沼市)
(1) 殺処分	① 当初報告羽数 3鶏舎 約21,000羽(肉用鶏) ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施期間 11/23(水)午前11時～11/24(木)午前9時45分 ◇殺処分羽数 18,232羽(速報値) ◇その他、死亡した羽数:2,400羽(速報値) ◇殺処分した鶏や死亡鶏は、医療廃棄物用の容器に密封・消毒
(2) 清掃・消毒	◇鶏舎は消毒後、封じ込めによる静置処理(3ヶ月間) (天井・壁面:逆性石けん噴霧,床面:消石灰散布) ◇農場内は、消石灰散布(11/24完了)
(3) 汚染物品の処理	◇飼料は、埋却処理(11/24完了) ◇糞は、鶏舎内で消石灰散布・ビニールシート被覆による封じ込め静置処理(11/24完了)

上記の防疫措置(1)～(3)をすべて実施し、11/24(木)午後8時45分に防疫措置が完了した。

### 2 移動制限区域及び搬出制限区域について

- 防疫措置完了の10日後に実施する清浄性確認検査(今回は対象なし)で陰性を確認後、搬出制限区域(※1)を解除する。また、搬出制限区域の解除から11日後に、農林水産省と協議の上、移動制限区域(※2)を解除する(下図参照)。
- ※1 搬出制限区域:発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域
- ※2 移動制限区域:発生農場を中心とした半径3km以内の区域
- 消毒ポイントについては、制限区域の解除に伴い、順次廃止する。



### 3 今後の対応について

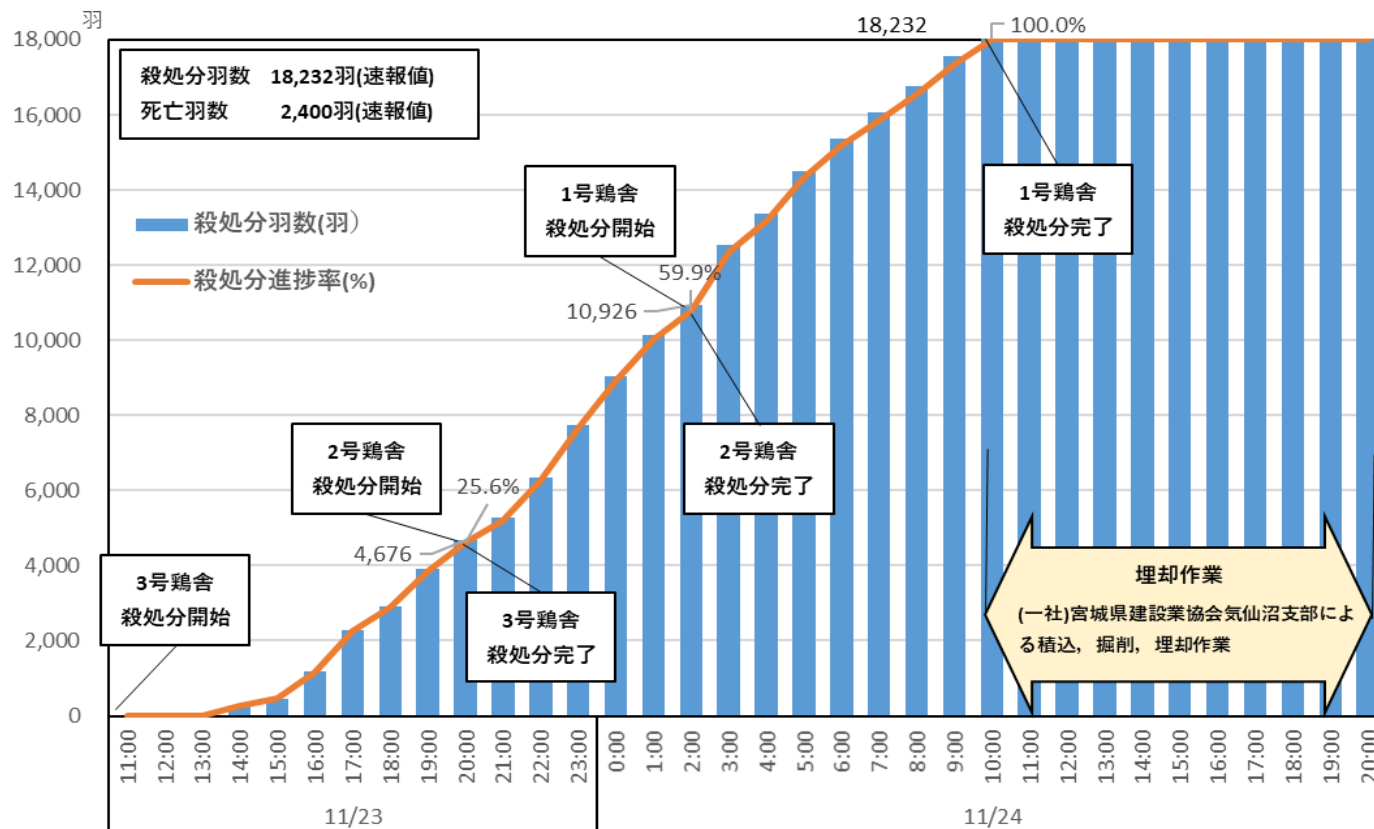
- 発生農場については、防疫措置完了後、概ね1週間間隔で2回の消毒を実施し、3ヶ月間の封じ込め措置を継続していく。
- 殺処分した鶏や死亡鶏を入れた密閉容器の焼却処理については、県内の焼却施設（特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処分施設）において、本日以降、概ね7～10日間で、順次焼却予定。
- また、搬出制限区域内の6農場については、防疫措置完了後、毎日異常の有無の報告を受け、10日間の観察期間を経て異常がなければ制限を解除する。
- さらに、県内の養鶏事業者に対しては、依然として鳥インフルエンザのリスクは存在することから、引き続き病原体侵入防止対策となる飼養衛生管理を徹底するよう注意喚起する。

### 4 防疫措置の実施体制

(延べ人数)

気仙沼市	6人
民間団体	106人（うち宮城県建設業協会（26人）、 県内バス会社、ほか）
小 計	112人
県 職 員	1,031人
合 計	1,143人

## 鳥インフルエンザ防疫措置進捗状況



## 防疫作業の状況

鶏舎内での作業



殺処分後の密閉容器への投入作業



消毒完了後の鶏舎内部の様子



飼料の埋却作業

